

静岡県告示第187号

静岡県浴場業許可取扱要綱（平成15年静岡県告示第1153号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準 (略)	第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準 (略) 第5 構造設備の基準の特例 <u>知事は、特別の理由があると認めるときは、公衆衛生上支障がない範囲内において、第3及び第4に規定する構造設備の基準を緩和することができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。